

**川崎臨海部産業競争力強化促進補助金
手引き
(交付申請について)**

【第1版】

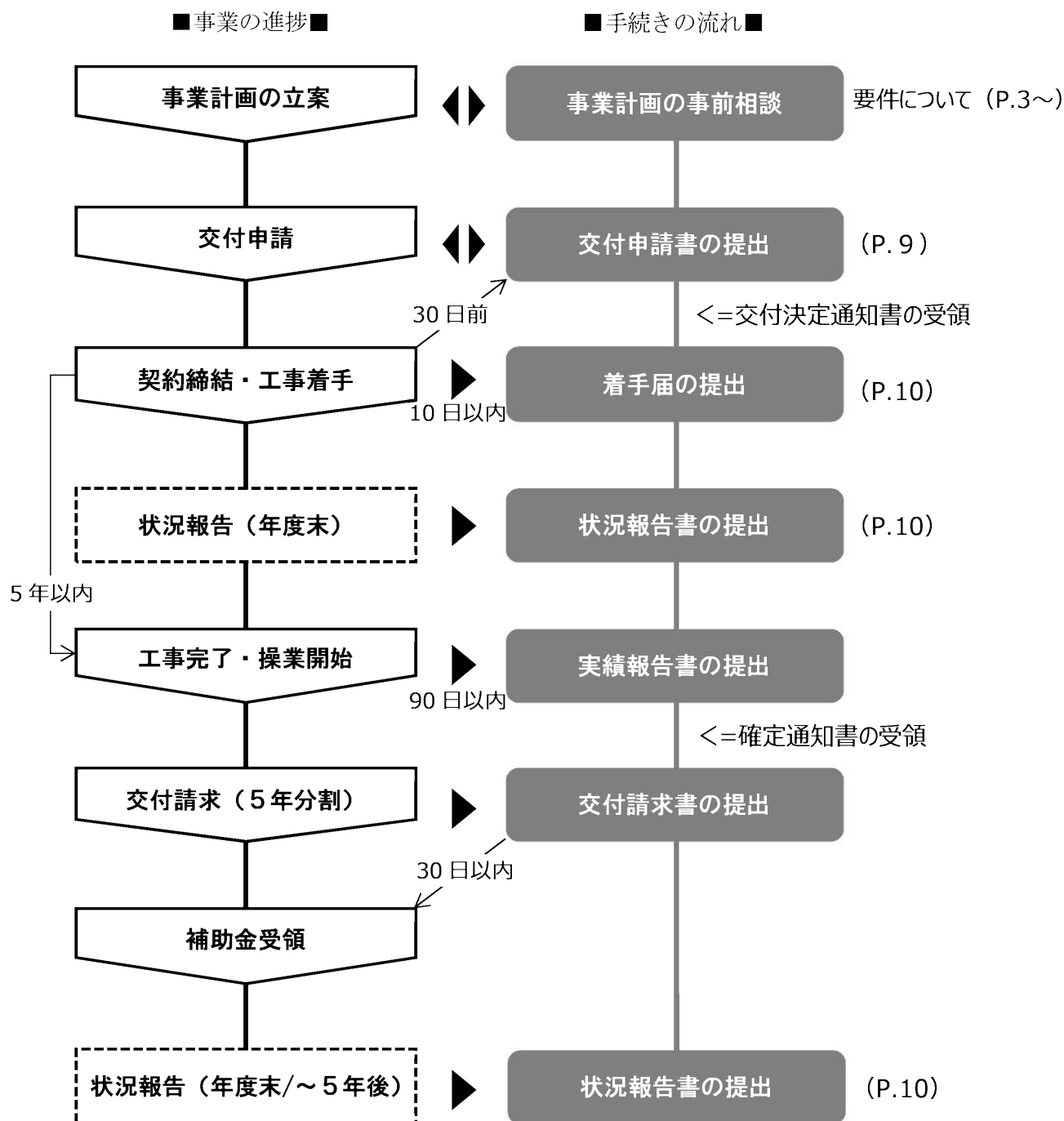
川崎市臨海部国際戦略本部
令和3年7月

目 次

1	手続きの流れ	1 ページ
2	制度創設の背景	2 ページ
3	制度の目的	2 ページ
4	制度の対象要件	3 ページ
5	支援内容（補助金の額）	7 ページ
6	交付の申請・確認等について	8 ページ
7	提出書類	9 ページ
	（申請書・届出書様式記載例）	11 ページ

1 手続きの流れ

「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金」の申請等に係る手続きの流れは以下のとおりです。
まずは、交付申請書の提出前に、川崎市臨海部国際戦略本部へ御相談ください（問合せ先は最終ページに記載しています。）。



対象期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
（上記期間内に交付申請書が提出されたものが対象となります。）

2 制度創設の背景

川崎臨海部は、石油・化学・鉄鋼業といった素材産業を中心に日本有数のコンビナートを形成しており、本市の製造品出荷額の7割を占める一大産業拠点であり、本市経済を支えるエンジンともいえるべき重要な地区です。一方で、産業地域の形成期から長い年月が経過し、既存工場群の設備老朽化、産業構造の転換に伴う土地利用転換の進展など、大きな変化に直面しており、こうした課題を乗り越え、川崎臨海部を持続的に発展させていくためには、基幹産業の高機能化を図る取組が不可欠です。

そうしたことから、今後も川崎臨海部がものづくりの拠点として選ばれ続けるため、基幹産業の高度化・高機能化を促進する新たな補助制度を創設し、地域全体の産業競争力の向上を図ることとしました。

3 制度の目的

この制度は、「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）」等に基づき、川崎臨海部に長年立地する企業の生産機能の強化や製品の高度化等を図る事業に係る経費に対し補助金を交付することにより、市内経済を牽引する川崎臨海部の産業競争力の強化を促進することを目的としています。（要綱第2条）

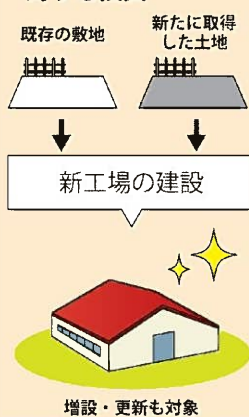
制度のポイント

事業所の高度化・高機能化に資する一定額以上の投資を促すとともに、事務所や研究所といった建築物だけでなく、生産設備に対する投資も広く対象とします。

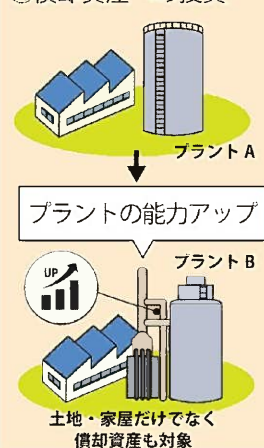
既存事業所への再投資支援を目的としていることから、幅広い内容の投資に活用可能です。

対象となる投資

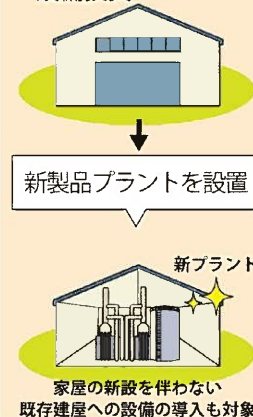
①事業所の高度化に対する投資



②償却資産への投資

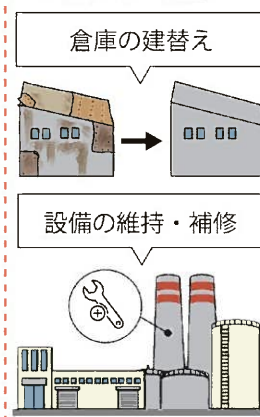


③既存施設を活用した設備投資



対象外

④事業所の高度化に直結しない投資



4 制度の対象要件

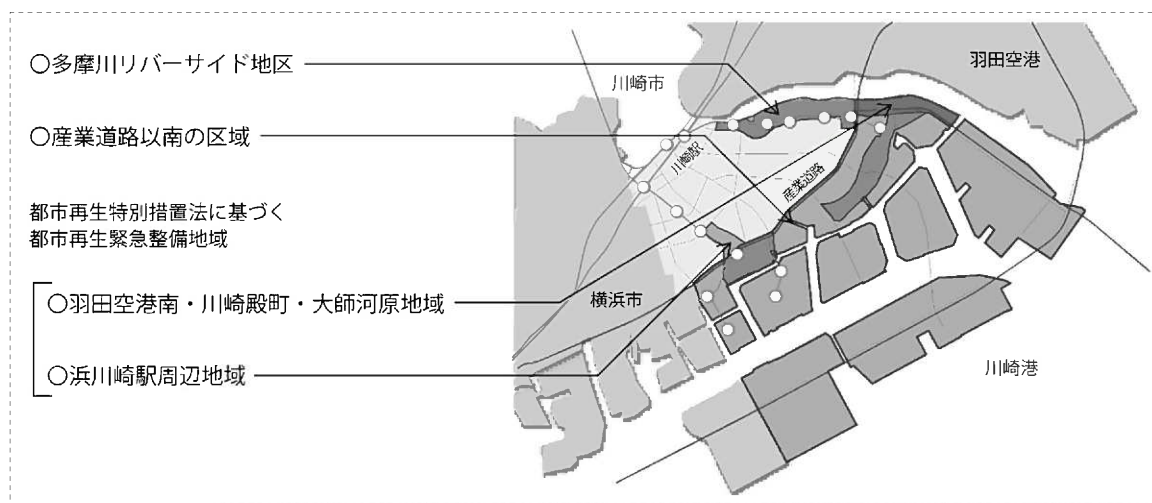
制度の対象は、（１）～（４）の要件を満たすものに限りです。（要綱第４条）

（１）川崎臨海部①で30年以上操業②している事業者が行う設備投資等であること。

①川崎臨海部

川崎区内における

- ・産業道路（主要地方道東京大師横浜線）以南の区域
- ・多摩川リバーサイド地区（国道409号以北（港町から殿町3丁目の間）の区域）
- ・都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域「羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域」及び「浜川崎駅周辺地域」



②30年以上操業

川崎臨海部に長年立地している事業者が、設備の老朽化等に対応し、事業所の高度化・高機能化に資する投資を促すことを目的としているから、30年以上立地している企業を対象とします。なお、法人等の合併又は分割等により地位を承継した場合も、これに含みます。

（２）上記（１）の事業者の事業内容が製造業③であること。

③製造業

本制度は、川崎臨海部全体の産業競争力を強化するために、コンビナートの基幹産業である製造業が高度化・高機能化に向けた投資を行い、その効果を関連産業等に波及させていくことを目指していることから、対象業種を製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類E—製造業）としています。

(3) 設備投資等^④に係る投下固定資産額が20億円以上^⑤であること。

④設備投資等

次に掲げるものに該当するものを対象とします。

ア 事務所、研究所、工場を新設、増設、更新するもの

イ 生産能力の増強、合理化又は製品の研究、開発等事業所を高機能化することを目的に、機械及び装置を新設、増設、更新するもの

ウ ア又はイの目的を達成するために、新たに土地を取得するもの

○「事業所の高機能化」の考え方について

「事務所・工場」と「研究所」のそれぞれについて、次のような視点から、申請のあった投資計画が事業所の高機能化に資するか、事業計画書をもとに確認及びヒアリングを行います。

事業計画書の記入にあたっては、事業目的・事業内容について、客観的な数値を用いて投資における効果を説明してください。

【事務所・工場】

生産工程の高度化・高機能化

・生産能力の増強（生産量の増加等）
・生産効率の向上（作業時間の短縮等）
・処理能力の向上（歩留まり率の向上等）
・合理化・省力化（合理化・省力化等）

製品の高度化・高機能化

・高品質化・高付加価値化（他社との差別化等）
・市場成長性（シェアの獲得・拡大等）
・新規性・革新性（新市場の創出等）
・収益性の向上（利益率の上昇等）

【研究所】

・新規性・革新性（他社との差別化等）
・マザー機能の強化
・市場成長性（シェアの獲得・拡大等）
・社会課題の解決（社会ニーズへの対応等）

○機械及び装置における「更新」と「維持・補修」の考え方について

『更新』 ※補助対象として認める。

劣化した施設の性能又は機能を、原状（初期水準）を超えて改善すること

（事例）初期設計に対し、設計条件の見直しや新基準、新技術等を取り入れ、再度設計を行い取り付けること 等

『維持・補修』 ※補助対象としては認められない。

劣化した施設の性能を原状回復させることで、機能低下の速度を弱め、長持ちさせること

（事例）新たな設計を伴わず、同じ仕様で取り付けること 等

⑤投下固定資産額が20億円以上

本制度は、事業所の高度化・高機能化や、操業環境の向上などを図ることを目的としており、その実現のためには一定規模以上の設備投資が必要なことから、川崎臨海部におけるこれまでの投資実績等を参考に、最低投下固定資産額を20億円と設定しています。

なお、交付申請にあたっては関連する施設や設備も含めて事業計画単位で受け付けます。

○投下固定資産額・・・固定資産（土地、家屋、償却資産）*の取得に要する費用

※地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する固定資産

土地	土地の取得価格
家屋	建物の取得価格
償却資産	建物附属設備並びに機械及び装置の取得価格

○償却資産の種類とその具体例

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（無形減価償却資産は除く）で、その減価償却資産額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のものをいいます。（川崎市「令和3年度償却資産（固定資産税）申告の手引」から抜粋）

なお、償却資産の種類は「構築物」「建物附属設備」「機械及び装置」「船舶」「航空機」「車両及び運搬具」「工具、機械及び備品」に分けられますが、本補助金の対象となる償却資産は、「建物附属設備」「機械及び装置」としています。

○補助対象経費として認めるものの範囲

事務所、研究所又は工場に附随する倉庫、会議室、ショールーム、休憩室、ロッカー室、食堂等については、その主たる機能を補完する場合は、補助対象経費として認めます。ただし、事務所、研究所又は工場の主たる機能の床面積を超えないこととします。

	代表的なケース	補助可否	備考
新設	新たに購入した土地に、事務所・研究所・工場を新設	○	土地、家屋、償却資産が補助対象となります。
	既存の敷地に、事務所・研究所・工場を新設	○	ただし、土地は補助対象外となります。
	既存の倉庫内に、機械・装置を新設し、新たに生産施設として利用	○	
	既存施設を撤去し、新たに機械・装置を設置	○	ただし、解体撤去・移転費は補助対象外となります。
	事務所・研究所・工場と併せて倉庫・ショールームを新設	△	主たる機能を補完する用途であれば、主たる機能の床面積を超えない部分に限り、補助対象となります。
	川崎臨海部外から転入し、事務所・研究所・工場を新設	×	本制度は川崎臨海部で30年以上操業している事業者（製造業）が対象です。
増設	既存の機械・装置に、新たに設備を増設	○	
	維持・補修、定期修理に伴う増設	×	
	倉庫・ショールームのみを増設	×	事務所・研究所・工場の新設、増設、更新を伴う必要があり、倉庫・ショールーム単体での増設は補助対象外となります。
その他	同一事業所内の複数の機械・装置を新設、増設、更新	○	本投資における計画の一体性の根拠が明示できれば、補助対象となります。

※上記の表に当てはまらないケースについては、御相談ください。

○補助対象経費に含まれるもの

資産の種類	具体例
建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、各種産業用機械及び装置

○補助対象経費に含まれないもの（要綱第5条第1項及び要領第7条）

生産・研究開発・事務所機能と直接関係のない土地、家屋又は償却資産の取得に要する費用や製造工程を形成しない機械及び装置又は自走式作業用機械設備の取得に要する費用等は、補助対象経費に含まれません。

資産の種類	具体例
構築物	・駐車場の舗装・フェンス・門・庭園・緑化施設等の外構工事、屋上の看板等 ・不特定多数の人を対象とする物品販売施設、アミューズメント施設、研修施設・社員寮・体育館・プール等の福利厚生施設等
機械及び装置	・駐車場機械装置等、製造工程を形成しない機械及び装置 ・大型特殊自動車等、自走式作業用機械設備の取得に要する費用
その他	・償却資産の申告対象でない資産（ソフトウェア、自動車、保険料、解体・移転費） ・公共移管する道路用地等に係る費用 ・引越に要する運送費等の費用 ・土地の造成費用、既存建築物・設備等の取壊費用、調査費用等 ・消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、各種手数料（銀行振込、不動産仲介手数料等） ・企業集団に属する企業間や関係会社との間で取引等が行われた土地又は家屋の取得に要する費用

（４）導入する設備は、温室効果ガス排出量削減に寄与⑥するものであること。

⑥温室効果ガス排出量削減に寄与

本市では、「脱炭素戦略『かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050』」において、脱炭素に向けた戦略を打ち出していることから、排出量の多い臨海部で設備投資を促進するにあたり、導入する設備に関しては温室効果ガスの排出量の削減に寄与することを要件としています。

一方、設備投資により生産能力を増強したり、新製品の生産を実施しようとする場合などにおいて、温室効果ガスの絶対量を低下させることは困難である場合も想定されることから、削減値を一律に定めるのではなく、排出原単位の削減や、設備投資の目的等に応じた温室効果ガス削減への寄与度・効果・将来計画等の観点から、総合的に判断します。

5 支援内容（補助金の額）

「4 制度の対象要件」を全て満たした企業に対し、補助対象経費に下表の補助率を乗じた額を交付します。なお、神奈川県「セレクト神奈川 NEXT」や、国の補助金等との併用も可能です。ただし、本市の他の補助金等を活用した場合は、当該補助金等の額を控除した額が補助対象経費となります（要綱第6条第1項）。

施設	対象	補助率	上限額
事務所、工場	土地、家屋、償却資産	3 %	5 億円
研究所		5 %	5 億円

6 交付の申請・確認等について

(1) 交付申請書の確認について（要綱第9条及第1項及び第11条第1項）

- ・交付申請書の提出後、申請内容が制度の趣旨に合致しているか、主に「産業競争力の強化」「温室効果ガス排出量削減の寄与」「本市への波及効果」の3点から確認します。
- ・「産業競争力の強化」の項目については、4ページの「高度化・高機能化」の考え方を基に、複数の項目に細分化し客観的に審査します。
- ・工場・事務所の申請については、
＜生産工程の高度化・高機能化＞
「生産能力増強」「処理能力の向上」「生産効率の向上」「合理化・省力化」等
＜製品の高度化・高機能化＞
「高品質化・高付加価値化」「新規性・革新性」「市場成長性」「収益性の向上」等
研究所の申請については、
「新規性・革新性」「市場成長性」「マザー機能の強化」「社会課題の解決」等の
確認項目に基づき、審査を行います。
- ・「温室効果ガス排出量削減の寄与」の項目については、排出原単位での削減等を含め、設備投資の目的等に応じて、「総量での寄与」「排出量原単位での寄与」「任意設定項目」から、温室効果ガス排出量削減への寄与度・効果・将来計画等を総合的に判断します。
- ・「本市への波及効果」の項目については、土地、家屋、償却資産それぞれの累計税込額（5年後、20年度）を試算した上で、補助金の交付により見込まれる将来的な財政効果を算出し、申請内容が補助制度の趣旨に合致しているか確認します。

(2) 報道発表について

交付決定後、定期的に他の交付決定案件とともにまとめて公表します。なお、報道発表資料のとりまとめにあたっては、事前に発表内容の確認等への御協力をお願いいたします。

(3) 着手届の提出について（要綱第9条第2項）

交付決定通知後、設備投資等に着手した日から10日以内に「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金事業着手届（第2号様式）」を提出してください。

(4) 状況報告書の提出について（要綱第21条第2項）

交付決定の通知を受けた日の属する年度から毎年度終了時に、「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金状況報告書（第20号様式）」を提出してください。

7 提出書類

(1) 交付申請書（要綱第9条第1項）

申請書	川崎臨海部産業競争力強化促進補助金交付申請書（第1号様式）（記入例：P.12）
提出期限	設備投資等に着手する日の30日前
添付書類	○企業概要書（第1号様式（別紙1）） 〔添付資料〕 ・企業パンフレット、定款、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・直近3期分の決算書（附属明細書を含む） ・最新期の有価証券報告書（作成企業のみ） ・印鑑証明書 ・直近の納税証明書（法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）） ○事業計画書（第1号様式（別紙2-1）） 〔添付資料〕 ・計画図（位置図、平面図、立面図、面積表、設備図等その他計画の概要が分かる書面）及び現況写真（外観・内部） ・温室効果ガス排出量の削減の算定根拠（第1号様式（別紙2-2）） ・工事又は設備導入における工程表 ○温室効果ガス排出量削減の算定根拠（第1号様式別紙（2-2）） ○補助対象経費積算書（事務所・工場用）（第1号様式（別紙3）） 〔添付資料〕 見積書の写し等、その価額を証する資料 ○補助対象経費積算書（研究所用）（第1号様式（別紙3）） 〔添付資料〕 見積書の写し等、その価額を証する資料 ○誓約書（第1号様式（別紙4）） ○情報提供等承諾書（第1号様式（別紙5））

【注意点】

- ・申請要件の確認のため、交付申請書の提出前に、本市への事前相談をお願いいたします。
- ・設備投資等に着手する日とは、補助対象事業のうち、土地、家屋の売買契約又は家屋の建設若しくは償却資産の取得に係る契約行為を行う日のうち、最も早い日となります。
- ・企業パンフレットは、川崎の事業所のパンフレットがあれば添付してください。
- ・市税の納税証明は、市税口座振替領収済通知書等、納税状況がわかるものでも代替可能です。
- ・補助対象経費積算書は、基本、契約単位の一覧を作成し、見積書と名称を合わせてください。
- ・見積書は、日付や税抜価格での記載、押印が必要となります。内訳は、名称で概要がわかる程度に項目を分けて作成してください（特に、補助対象外となるものが含まれる場合は、項目を分けてください）。

(2) 着手届 (要綱第9条第2項)

申請書	川崎臨海部産業競争力強化促進補助金事業着手届 (第2号様式) (記入例:P.22)
提出期限	設備投資等に着手した日から10日以内
添付書類	なし

(3) 事前着手届 (要綱第9条第3項)

申請書	川崎臨海部産業競争力強化促進補助金事業事前着手届 (第3号様式) (記入例:P.23)
提出期限	交付決定の前に、補助対象事業に係る設備投資等に着手する場合
添付書類	なし

【注意点】

- ・交付決定の前に、補助対象事業に係る設備投資等に着手する場合は、事前着手届を提出してください。
- ・本届を提出した場合、設備投資等に着手した後に「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金事業着手届 (第2号様式)」を提出する必要はありません。

(4) 状況報告書 (要綱第21条第2項)

申請書	川崎臨海部産業競争力強化促進補助金状況報告書 (第20号様式) (記入例:P.24)
提出期限	毎年度終了時 (交付決定の通知を受けた日の属する年度から事業継続期間が経過する日の属する年度の期間)
添付書類	<操業開始前> [添付資料] ・事業計画書 (事業計画書 (第1号様式 (別紙2)) 又は補助対象経費積算書 (第1号様式) (別紙3)) に変更がある場合は、変更後の内容を記載 ・操業開始前における状況の報告にあたっては、現在の工程が分かる資料 <操業開始前及び操業開始後> [添付資料] ・直近の納税証明書 (法人市民税、固定資産税・都市計画税 (土地・家屋)、固定資産税 (償却資産))

【注意点】

提出期間の考え方 令和3年10月に交付決定通知を受け、操業開始後、令和6年11月に補助金の額の確定通知を受けたケース

交付決定の通知を受けた日	R3.10		
〃 の属する年度	R3年度		
〃 の終了時	R4.3.31		
補助金の額の確定の日	R6.11		
〃 の属する年度	R6年度		
〃 の終了時	R7.3.31		
〃 から5年を経過する日	R12.3.31		
		事業継続期間 (5年間)	
		R6～R11年度の終了時	

状況報告書提出期間
R3～11年度の終了時

→令和3年度から令和11年度までの期間、状況報告書を提出してください。

申請書・届出書様式（抜粋）
～記載例～

年 月 日

川 崎 市 長

本社所在地を記入

印鑑証明書等に記載された役職・氏名を記入

所 在 地

名 称

代表者名

印

川崎臨海部産業競争力強化促進補助金交付申請書

印鑑証明書と同じ
代表者印を押印

標記補助金に係る事業を下記のとおり実施しますので、川崎臨海部産業競争力強化促進補助金等交付要綱及び川崎臨海部産業競争力強化促進補助金等取扱要領の記載内容に同意の上、同要綱第9条第1項の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 企業概要

別紙企業概要書（第1号様式（別紙1））のとおり

2 補助対象事業の目的、内容及び事業計画

別紙事業計画書（第1号様式（別紙2））のとおり

3 補助対象事業の対象経費

別紙補助対象経費積算書（第1号様式（別紙3））のとおり

4 補助対象事業着手予定日

年 月 日

第1号様式（別紙2-1）の操業開始日と同じ日付

5 補助対象事業完了予定日

年 月 日

6 補助金交付申請額

金

円

第1号様式（別紙3）で算出した金額を記載

担当者連絡先 所 属

氏 名

電 話

e-mail

備考 誓約書（第1号様式（別紙4））及び情報提供等承諾書（第1号様式（別紙5））に必要事項を記入し、添付すること。

企 業 概 要 書

企 業 名						
代 表 者 名	印鑑証明書等に記載された役職・氏名を記入					
所 在 地	本社所在地を記入					
資 本 金	百万円					
設 立 年 月 日	年 月 日					
業 種						
事 業 内 容						
最 近 3 年 間 の 売 上 高 (単独)	年度 千円	年度 千円	年度 千円	単独・連結の旨を本欄カッコ書きで追記		
経 常 利 益	千円	千円	千円			
純 利 益	千円	千円	千円			
事業所の概要 (単独)	国内事業所数	箇所	常用雇用者数	人		
	海外事業所数	箇所	非常用雇用者数	人		
	合 計	箇所		人		

- (注) 1 企業パンフレット、定款、法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)を添付すること。
 2 直近3期分の決算書(附属明細書を含む)を添付すること。
 3 有価証券報告書を作成している企業は、最新期のものを添付すること。
 4 印鑑証明書を添付すること。
 5 直近の納税証明書(法人市民税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産))を添付すること。

事業計画書

事業所名			
立地場所			
立地した日	年	月	日
事業用地の面積	m ²		

川崎臨海部で操業を開始した日を記載

補助対象事業の概要

事業計画名			
位置づけ	申請している設備投資が位置付けられている中期経営計画等を記載		
投資対象	☐ 土地	☐ 建物	☐ 償却資産
投資形態	☐ 新設	☐ 増設	☐ 更新
土地の概要	☐ 自己所有 ☐ 賃借等		敷地面積 m ²
	契 約	年 月 日	一番早い日付が「事業着手日」となります。
	登 記	年 月 日	
建物の概要	☐ 自己所有 ☐ 賃借等		建築面積 m ²
	契 約	年 月 日	延べ面積 m ²
	建築期間	始 年 月 日	事務所 m ²
		終 年 月 日	研究所 m ²
			工場 m ²
償却資産の概要	契 約	年 月 日	
	建築期間	始 年 月 日	
		終 年 月 日	
操業開始	年	月	日

補助対象事業が操業を始める予定日を記入

事業目的	
事業内容	設備投資により実施する事業又は研究開発内容について
事業 スケジュール	
温室効果 ガス排出 量削減の 寄与	別紙2-2の算定根拠をもとに新設・増設・更新する設備における、温室効果ガス排出量削減の寄与について記載してください
市内中小 企業者へ の 配 慮	

特記事項	現在この補助金以外で申請している国・県又は本市の補助等
	申請先
	助成対象事業名
	テーマ・内容
	申請額

(注) 計画図(位置図、平面図、立面図、面積表、設備図等その他計画の概要が分かる書面)及び
現況写真(外観・内部)を添付すること。

温室効果ガス排出量の削減の算定根拠(別紙2-2)を記載し添付すること。

工事又は設備導入における工程表を添付すること。

温室効果ガス排出量削減の算定根拠

温室効果 ガス排出量 削減の試算	・設備投資等による温室効果ガス排出量の数値面での削減効果					
	基準年度		計画年度		基準年度、計画年度は「川崎市事業活動地球温暖化対策計画書」と同一である必要はありません。	
	年度	年度				
	・ア～ウを記入のこと					
	ア 総量での寄与	規 模	☐ 事業所全体	☐ ユニット・ライン単位		
		比較対象となる設備	☐ 既存設備	☐ 同種の一般的な設備		
			☐ その他()			
		基 準 排 出 量	t-CO ₂			
		計 画 排 出 量	t-CO ₂			
	イ 排出量原単位での寄与 ※1	比較対象となる設備	☐ 既存設備	☐ 同種の一般的な設備		
			☐ その他()			
		原 単 位 に お け る 活 動 量 の 種 類		原 単 位 の 活 動 数 量		
		原 単 位 の 単 位		原単位の活動数量が基準年度、計画年度で異なる場合、適宜、セルを追加してください。		
		基 準 年 度 の 値				
		計 画 年 度 の 値		削 減 率	%	
ウ その他(任意設定項目) ※2	研究所の新設等、事業所単体で見たときに、温室効果ガス排出量の総量や排出量原単位での削減が基準年度を下回らない場合は、研究開発した技術又は新製品を他企業が使用すること等により、市域外での温室効果ガスの削減に貢献できる項目を設定し、数量等をもって説明してください。					

※1 アで計画排出量が基準排出量を下回らない場合は、アに加え、イを記入してください

※2 ア・イ以外で温室効果ガス排出量削減の算定根拠を示す場合は、ア、イに加え、ウを記入してください

補助対象経費積算書(事務所・工場用)

土			地			
番号	地番	面積	契約年月日	取得額(税抜)	うち対象外	補助対象経費
土-1				円	円	円
土-2				円	円	円
計				円	円	円

家				屋			
番 号	名 称	床 面 積	耐 用 年 数	契 約 年 月 日	取 得 額 (税 抜)	う ち 対 象 外	補 助 対 象 経 費
家-1					円	円	円
家-2					円	円	円
家-3					円	円	円
家-4					円	円	円
計					円	円	円

償		却		資		産		
番 号	種 類	名 称	耐用年数	契約・発注年月日	操業開始年月日	取得額（税抜）	うち対 象 外	補 助 対 象 経 費
償-1						円	円	円
償-2						円	円	円
償-3							円	円
償-4							円	円
償-5						円	円	円

補助対象である「建物附属設備」又は「機械及び装置」について、その種類を記入してください。

償-6						円	円	円
償-7						円	円	円
償-8						円	円	円
償-9						円	円	円
償-10						円	円	円
償-11						円	円	円
償-12						円	円	円
償-13						円	円	円
償-14						円	円	円
償-15						円	円	円
償-16						円	円	円
償-17						円	円	円
償-18						円	円	円
償-19						円	円	円
償-20						円	円	円
償-21						円	円	円
償-22						円	円	円
償-23						円	円	円
償-24						円	円	円
償-25						円	円	円
計						円	円	円

自動計算で算出されるので、交付申請額を第1号様式「交付申請書」の「6 補助金交付申請額」欄に金額を記入

- (注) 1 補助対象事業に係る経費をすべて記入すること(書ききれない場合は、行を追加すること)。
 2 消費税及び地方消費税等の租税を除く。
 3 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する年数を記入すること。
 4 見積書の写し等、その価額を証する資料を添付すること。
 5 事業計画書に添付する計画図に、償却資産の番号を明記すること。

補助対象経費	×	3%	=	交付申請額
円	×	3%	=	円

前ページ(事務所・工場用)を参照してください

補助対象経費積算書(研究所用)

土			地			
番号	地番	面積	契約年月日	取得額(税抜)	うち対象外	補助対象経費
L・土-1				円	円	円
L・土-2				円	円	円
計				円	円	円

家								屋	
番 号	名	称	床 面 積	耐 用 年 数	契 約 年 月 日	取 得 額 (税 抜)	う ち 対 象 外	補 助 対 象 経 費	
L・家-1						円	円	円	
L・家-2						円	円	円	
L・家-3						円	円	円	
L・家-4						円	円	円	
計						円	円	円	

償		却		資		産		
番 号	種 類	名 称	耐用年数	契約・発注年月日	操業開始年月日	取得額（税抜）	うち対 象 外	補助対象経費
L・償-1						円	円	円
L・償-2						円	円	円
L・償-3						円	円	円
L・償-4						円	円	円
L・償-5						円	円	円

L・償-6						円	円	円
L・償-7						円	円	円
L・償-8						円	円	円
L・償-9						円	円	円
L・償-10						円	円	円
L・償-11						円	円	円
L・償-12						円	円	円
L・償-13						円	円	円
L・償-14						円	円	円
L・償-15						円	円	円
L・償-16						円	円	円
L・償-17						円	円	円
L・償-18						円	円	円
L・償-19						円	円	円
L・償-20						円	円	円
L・償-21						円	円	円
L・償-22						円	円	円
L・償-23						円	円	円
L・償-24						円	円	円
L・償-25						円	円	円
計						円	円	円

- (注) 1 補助対象事業に係る経費をすべて記入すること(書ききれない場合は、行を追加すること)。
 2 消費税及び地方消費税等の租税を除く。
 3 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する年数を記入すること。
 4 見積書の写し等、その価額を証する資料を添付すること。
 5 事業計画書に添付する計画図に、償却資産の番号を明記すること。

補助対象経費	×	5%	=	交付申請額
円	×	5%	=	円

誓約書

川 崎 市 長

川崎臨海部産業競争力強化促進補助金等交付要綱第13条第4項の規定に基づき、川崎臨海部産業競争力強化促進補助金にかかる交付申請を行うにあたり、私(当法人及び当法人役員等)は、川崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、同条例7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと及び神奈川県暴力団排除条例第23条に規定する利益供与等を行っていないこと並びに下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方が川崎市暴力団排除条例第2条に規定するいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結していないことを誓約します。

また、上記の者でないことを確認するため、川崎市が本様式に記載されたすべての者の個人情報(氏名、住所、生年月日)を神奈川県警察本部に照会すること、照会で確認された情報を私が川崎市と行う他の契約等における身分確認に利用されることに同意します。

役職名	氏名		生年月日			住所
	フリガナ	漢字	年	月	日	
役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。役員に該当するか否かは申請者において判断してください。						

本社所在地を記入

年 月 日

住所(所在地)

(団体名)

氏名(代表者)

印鑑証明書等に記載された役職・氏名を記入

印鑑証明書と同じ代表者印を押印

年 月 日

川 崎 市 長

所 在 地

名 称

代表者名

本社所在地を記入

印鑑証明書等に記載された役職・氏名を記入

印

情 報 提 供 等 承 諾 書

印鑑証明書と同じ
代表者印を押印

川崎臨海部産業競争力強化促進補助金の申請にあたり、市が行う当該制度の活用に関する広報活動及び税収額並びにアンケート調査による効果検証等に協力し、納税証明書等の必要資料を提供するとともに、これらを基に市が作成した資料を公表することについて承諾します。

担当者連絡先 所 属
氏 名
電 話
e-mail

年 月 日

川 崎 市 長

所 在 地

名 称

代表者名

本社所在地を記入

印鑑証明書等に記載された役職・氏名を記入

川崎臨海部産業競争力強化促進補助金事業着手届

年 月 日付け、川崎市指令 第 号により、交付決定を受けた標記補助対象事業の事業計画について、下記のとおり工事に着手しましたので、川崎臨海部産業競争力強化促進補助金等交付要綱第9条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 事業所名

2 立地場所

3 事業計画名

4 工事着手年月日 年 月 日

5 工事完了年月日 年 月 日

担当者連絡先 所 属
氏 名
電 話
e-mail

年 月 日

川 崎 市 長

所 在 地

本社所在地を記入

名 称

代表者名

印鑑証明書等に記載された役職・氏名を記入

川崎臨海部産業競争力強化促進補助金事業事前着手届

年 月 日付けで交付申請をした補助対象事業の事業計画について、下記のとおり工事に着手しますので、川崎臨海部産業競争力強化促進補助金等交付要綱第9条第3項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 事業所名

2 立地場所

3 事業計画名

4 工事着手年月日

年 月 日

5 工事完了年月日

年 月 日

担当者連絡先 所 属
氏 名
電 話
e-mail

年 月 日

川 崎 市 長

所 在 地

名 称

代表者名

本社所在地を記入

印鑑証明書等に記載された役職・氏名を記入

川崎臨海部産業競争力強化促進補助金状況報告書

年 月 日付け、川崎市指令 第 号により、交付決定を受けた標記補助対象事業の事業実施状況について、川崎臨海部産業競争力強化促進補助金等交付要綱第21条第2項の規定に基づき、報告します。

記

1 事業所名

2 立地場所

3 事業計画名

4 交付決定年月日 年 月 日

5 補助対象事業完了日 年 月 日

6 補助金交付決定額 金 円

7 既受領額 金 円

8 残額 金 円

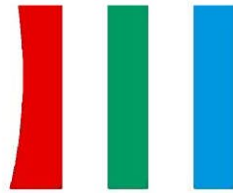
担当者連絡先 所 属

氏 名

電 話

e-mail

備考 事業計画書（第1号様式（別紙2））又は補助対象経費積算書（第1号様式（別紙3））に変更がある場合は、変更後の内容を記載し添付すること。
 操業開始前における状況の報告にあたっては、現在の工程が分かる資料を添付すること。
 直近の納税証明書（法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産））を添付すること。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川 崎 市

**川崎臨海部での設備投資に関する質問・相談は、
下記の窓口までお問い合わせください**

臨海部国際戦略本部 臨海部事業推進部

TEL 044-200-2075
E-mail 59jigyo@city.kawasaki.jp